

大分県生徒指導支援チーム設置要綱

大分県教育委員会

(目的)

第1条 いじめや不登校をはじめとする児童生徒にかかる生徒指導上の諸問題については、教職員だけでは対応が難しく、解決に向けて福祉や医療、心理等の知識や経験を必要とする複雑な事案が多々ある。このため、「大分県生徒指導支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を県教育庁に設置し、県教育委員会が市町村教育委員会及び県立学校長の求めに応じて学校へ支援チームを派遣し、生徒指導事案の解決支援を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 支援チームは、県教育庁学校安全・安心支援課いじめ・不登校対策班員及び生徒指導事案に対して解決に高度な知識と経験を有する「生徒指導支援員」（以下、「支援員」という。）で組織する。

(身分)

第3条 支援員は、県教育委員会配置のスクールカウンセラーとする。

(職務)

第4条 支援チームは、県教育庁学校安全・安心支援課長（以下「学校安全・安心支援課長」という。）の指揮監督の下に、公立学校におけるいじめ問題や不登校等の生徒指導事案に対して以下の解決支援を行う。

- (1) 方針策定支援（事実確認、情報整理、アセスメント等）
- (2) 関係児童生徒への支援（カウンセリングによる心のケア）
- (3) 事案対応の校内体制づくり支援（いじめ・不登校対策委員会等への参加・助言）
- (4) 保護者対応支援（第三者的立場から調整・解決支援）
- (5) 関係機関連携支援（警察、福祉、医療機関等との連携）
- (6) 学校活動支援（周囲の児童生徒へのケア、教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携等）

2 支援員は学校安全・安心支援課等に対して以下の支援を行う。

- (1) 学校安全・安心支援課いじめ・不登校対策班への指導・助言
- (2) 公立学校配置のスクールカウンセラーに対する助言
- (3) 県教育センター教育相談部等の求めによる、教職員による事案対応力の向上に資するための教職員研修等における講義や助言
- (4) スクールカウンセラーの専門性を活かした教育相談体制の充実にかかる公立学校の状況の把握と校長や教育相談コーディネーター等に対する指導・助言

(派遣)

第5条 県教育委員会が、支援チームを派遣するのは県立学校、市町村立の小中学校、県教育センター及び市町村教育委員会とする。

(派遣要請)

第6条 支援チームの派遣を要請するときは、大分県生徒指導支援チーム派遣申請書(様式1)により、市町村教育委員会教育長(以下「市町村教育長」という。)は、所管の教育事務所を通じて、また、県立学校長は直接、学校安全・安心支援課長に申請する。ただし、緊急を要する場合には電話等で要請し、後日速やかに大分県生徒指導支援チーム派遣申請書を提出する。

(派遣決定)

第7条 学校安全・安心支援課長は、前条に規定する派遣申請を受理し、派遣の必要性が認められるときは、支援チームの派遣を決定し、当該市町村教育委員会教育長又は県立学校長へ通知する。

(派遣方法)

第8条 支援チームは、学校安全・安心支援課長の指示の下、いじめ・不登校対策班、教育事務所、市町村教育委員会等と連携して当該学校を訪問し、支援を行う。

(秘密保持)

第9条 支援員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第10条 支援チームは、事案ごとに大分県生徒指導支援チーム出動結果報告書(様式2)及び大分県生徒指導支援チーム出動結果報告書(継紙)(様式3)により学校安全・安心支援課長に報告する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学校安全・安心支援課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。